1　品種登録の番号　第21336号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ　クリーム
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年12月24日

1　品種登録の番号　第21337号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ　パープル
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年12月24日

1　品種登録の番号　第21338号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　クリーミーピンク　チルドレン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年10月29日

1　品種登録の番号　第21339号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ライトピンクフラッシュ　チルドレン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年９月24日

1　品種登録の番号　第21340号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ　ホワイト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年12月24日

1　品種登録の番号　第21341号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ　ライトレッド
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年12月24日

1　品種登録の番号　第21342号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ　ライトピンク
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　黒川幹　千葉県館山市館山981番地の１
7　出願公表の年月日　平成21年12月24日

1　品種登録の番号　第21343号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phleum pratense L.
4　登録品種の名称　SBT0310
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　雪印種苗株式会社　北海道札幌市厚別区上野幌１条５丁目１番８号
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21344号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phleum pratense L.
4　登録品種の名称　SBT0308
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　雪印種苗株式会社　北海道札幌市厚別区上野幌１条５丁目１番８号
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21345号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　夏雄美（なつゆうび）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　鈴木隆雄　山梨県笛吹市御坂町下の原747
7　出願公表の年月日　平成22年11月24日

1　品種登録の番号　第21346号
2　品種登録の年月日　平成24年１月20日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　ひめっこ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　山梨県　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
7　出願公表の年月日　平成23年３月８日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第四号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件を次のように定め、平成二十四年六月一日から適用する。

平成二十四年一月二十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「給餌」を「給餌」に改める。

第五条第一号くに後段として次のように加える。

競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条第一号トに後段として次のように加える。

特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

第五条第一号チ中「餌」を「餌」に改め、同号中レをソとし、ルからタまでをヲからレまでとし、同号ヌに後段として次のように加える。

特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。